

堺市消費生活審議会の概要

○所掌事務

- (1) 消費者基本計画の策定又は変更に関し、調査・審議する。
- (2) 訴訟に対する援助の適否に関し、調査・審議する。
- (3) 事業者名を含む情報提供及び条例違反行為に対する公表の適否に関し、調査・審議する。
- (4) 解決困難事案等について、あっせん及び調停を行う。
- (5) 消費生活に関し重要と認められる事項について調査・審議し、市長に意見を述べる。

○苦情処理委員会

上記所掌事務のうち、(2) 及び (4) について迅速な処理を行うため、審議会の内部組織として、事件ごとに5人以内で組織する。

苦情処理委員会の決議をもって審議会の決議とすることができる。